

議案第 79 号

三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 8 月 30 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する
条例（案）

三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「及び甲奴地域資源加工センター」を削る。

別表第 1 中

「

布野木工芸品等加工販売施設	三次市布野町下布野 6 6 0 番地 1
甲奴地域資源加工センター	三次市甲奴町宇賀字本郷 1 2 0 0 番地 1

」を

「

布野木工芸品等加工販売施設	三次市布野町下布野 6 6 0 番地 1
---------------	----------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。